

安城市避難行動要支援者支援制度 個別避難計画作成Q&A

目次

- Q1 個別避難計画は誰が作成するものですか？
- Q2 個別避難計画を提出するとどうなるのですか？
- Q3 個人情報を守られますか？
- Q4 避難サポーターとはなんですか？
- Q5 避難サポーターは二人必要ですか？ また見つからない場合はどうすればよいのですか？
- Q6 避難サポーターは近隣の人でないといけませんか？
- Q7 避難サポーターにはどのような義務や責任が発生しますか？
- Q8 住んでいる地区によって避難先は指定されていますか？
- Q9 要支援者の支援は行政がやるべきではありませんか？
- Q10 災害発生時に、避難サポーターや地域住民だけでは対応ができない場合はどうしたらいいのですか？
- Q11 避難サポーターによる避難支援の途中の事故について補償はありますか？
- Q12 家の周囲はほぼ浸水するため、避難先まで速やかに移動するには車が必要です。避難サポーターはどのように設定したらいいのですか？
- Q13 避難サポーターについて、どのように決めたらいいかわかりません。
- Q14 自宅凶面について、情報漏洩が心配なので記入しなくてもいいのですか？
- Q15 平常時における地域への情報提供に同意していない人の情報について、必要に応じて災害時に提供される可能性があるということだが、災害が起きてから初めて知る情報となるので、適切に対処できるとは思えません。
- Q16 寝たきりや、疾病による器具を装着している要支援者のサポートは地域では難しいです。
- Q17 添付資料は必ず添付しなければいけませんか？
- Q18 個別避難計画について、市職員に説明を依頼することはできますか？

問合せ 社会福祉課社会福祉係 電話 0566-71-2262 FAX 0566-74-6789

Q1	個別避難計画は誰が作成するものですか？
A1	<p>国の取組指針では、「市が主体となって作成する方法」と「本人・地域により作成する方法」を並行して進めていくことが示されています。</p> <p>◆市が主体となって作成する方法 安城市では、計画を作成する優先度(※)が高い方から、市が主体となって作成していきます。(※想定浸水深、介護度、障害の程度や家族構成など、複数の条件から判断)</p> <p>◆本人・地域により作成する方法 ご自身やご家族が作成できる場合は、記入例や作成要領を参考にしながら作成してください。作成した計画は、安城市役所社会福祉課社会福祉係にご提出をお願いします。 ご自身やご家族での作成ができない場合は、安城市役所社会福祉課社会福祉係にご相談いただくほか、地域に関することは町内会や民生委員に、介護や障害に関することはケアマネージャーや相談支援専門員に作成のアドバイスをもらうようお願いします。</p>
Q2	個別避難計画を提出するとどうなるのですか？
A2	<p>提出された計画の内容を市で登録したうえで、避難支援等関係者(※)に対して、災害時の避難支援のための情報として提供します。 (※自主防災組織、町内会、民生委員、地域支援者、避難サポーター、避難先の施設の管理者、社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察等)</p>
Q3	個人情報を守られますか？
A3	<p>災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、名簿を取り扱う避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。</p>
Q4	避難サポーターとはなんですか？
A4	<p>避難行動要支援者(以降、要支援者)の安否確認をしたり、避難先までの避難を手伝ってくれたりする方であり、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に、要支援者に連絡、訪問等により安否確認し、避難支援を実施する方です。すぐに駆け付けられる親族、近隣の方、日ごろ関わりのある地域の関係者を想定しています。</p>

Q5	避難サポーターは二人必要ですか？ また見つからない場合はどうすればよいですか？
A5	災害発生時には避難サポーターも被災することが考えられます。そのため避難支援を行えない可能性もあることから、二人設定していただくことが望ましいですが、一人のみの設定でも構いません。 見つからない場合も計画を提出していただけますが、探し続けていただくようお願いいたします。
Q6	避難サポーターは近隣の人でないといけませんか？
A6	大規模災害発生時には、地域の方同士での助け合いが主体となります。また、公的機関の援助の手が届くのに比べ、近隣の人による支援のほうがはるかに迅速であるため、発災直後の生命・身体を守ることに繋がります。その準備として、個別避難計画を作ることを通じて互いに顔の見える関係を築いていただきたいと考えています。
Q7	避難サポーターにはどのような義務や責任が発生しますか？
A7	避難サポーターの役割は義務や責任を伴うものではありません。 ご自身やご家族の安全を確保したうえで、できる範囲での避難支援をしていただくようお願いいたします。
Q8	住んでいる地区によって避難先は指定されていますか？
A8	住んでいる地区による避難先の指定はありません。避難先までの道のりや避難先の設備等を考慮したうえで、避難しやすい避難先を選んでください。また、避難所に行くことだけが避難ではありません。特に水害時に関しては、浸水しない地域にある親族の家や、ホテルなどの宿泊施設を避難先とすることも検討してください。
Q9	要支援者の支援は行政がやるべきではありませんか？
A9	要支援者に限らず、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務です。しかし、過去の災害を経て、「公助(行政による支援)」には限界があることが明らかになりました。 災害発生後、行政が個々の要支援者を助けることはできません。災害から身を守るためには、自分の身は自分で助ける「自助」がまず一番重要であることをご理解ください。行政による「公助」と連携し、地域の人で助け合う「共助」による要支援者の支援体制の構築にご協力をお願いいたします。

Q10	災害発生時に、避難サポーターや地域住民だけでは対応できない場合はどうしたらいいですか？
A10	被災場所の状況や、対応できる人員不足から地域では支援できない場合も考えられます。そのような場合は市の災害対策本部、消防、警察にご連絡いただき、救助要請をお願いします。
Q11	避難サポーターによる避難支援の途中の事故について補償はありますか？
A11	避難サポーター(=避難支援等実施者)が安否確認や避難支援を行うことは、災害対策基本法第65条第1項に規定される「応急措置の業務」に該当することから、第84条第1項の損害補償の対象となります。 なお、個別避難計画は計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。そのときにできる範囲での支援に留まることをご理解ください。
Q12	家の周囲はほぼ浸水するため、避難先まで速やかに移動するには車が必要です。避難サポーターはどのように設定したらいいですか？
A12	車での移動支援が可能な避難サポーターを設定することが望ましいです。また、水害は比較的前もって備えることのできる災害です。水害が予想された段階で、浸水しない地域の親族宅へ移動するつもりであるなどの見通しがあれば、親族宅を避難先とし、親族を避難サポーターとして設定することもできます。
Q13	避難サポーターについて、どのように決めたらいいかわかりません。
A13	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の家族 ・近隣(徒歩圏内)に住んでいる親族 ・ご近所の知り合いの方 <p>まずは、このような方に避難サポーターになっていただけないか相談してください。こういった方がいない場合は、町内会や民生委員等、地域の状況に詳しい方に相談し、避難サポーターを依頼できる近隣住民に心当たりがないか確認してください。</p> <p>また、基本的には個人を特定して書いていただくことが望ましいですが、「〇〇町内福祉委員会」「〇〇町の見守り隊」など、団体名を書いていただくこともできます。(団体名を書く場合も、避難サポーターとして書いてよいか団体に確認してください)</p> <p>どうしても避難サポーターの設定ができない場合は、記入しなくても提出することができますが、引き続き探していただくようお願いします。</p>

Q14	自宅図面について、情報漏洩が心配なので記入しなくてもいいですか？
A14	自宅図面の記入については、家の中での避難支援を必要とする人のみに推奨します。記入は任意であり、不安がある場合は記入しなくても構いません。なお、Q3「個人情報を守られますか？」をあわせてご覧ください。
Q15	平常時における地域への情報提供に同意していない人の情報について、必要に応じて災害時に提供される可能性があるということだが、災害が起きてから初めて知る情報となるので、適切に対処できるとは思えません。
A15	同意のない方の情報は個人情報保護の観点から平常時には提供できません。そのため、市から定期的に同意を推奨する呼びかけを行い、同意率の向上に努めております。また、災害時に情報提供を受けた場合はその時にできる範囲での支援をお願いいたします。
Q16	寝たきりや、疾病による器具を装着している要支援者のサポートは地域では難しいです。
A16	様々な状態の方の避難支援について、災害に備えてあらかじめ考えておくことを目的として、個別避難計画の作成を呼びかけています。地域だけではサポートができない場合には、必要に応じて専門職のサポートが想定されます。今後どのような支援が必要か精査してまいります。
Q17	添付資料は必ず添付しなければいけませんか？
A17	添付資料は必須ではありません。避難支援のために必要な情報が掲載されていれば、添付してください。
Q18	個別避難計画について、市職員に説明を依頼することはできますか？
A18	まちかど講座のメニューのうち「避難行動要支援者支援制度と安心キットについて」の中で、個別避難計画についての説明も行うことができます。詳細は社会福祉課社会福祉係へお問い合わせください。